

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道17号北本（5）電線共同溝PFI事業

- ・「国道17号北本（5）電線共同溝PFI事業」の実実施方針等について、令和6年8月26日までに寄せられた質問・意見への回答を公表します。
- ・質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があります。
- ・各質問・意見への回答は、現時点での関東地方整備局の考え方を示したものです。実施方針等の内容について、加筆・訂正等を行う場合は、適宜、改定版等を提示しますのでご注意ください。

令和6年9月6日

国土交通省 関東地方整備局

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
■実施方針等に関する質問回答								
1	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	②イ 情報BOXの架空・一束化が必要となった場合は設計変更の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	設計変更の対象とします。
2	実施方針	17	第6	6	(4)	工事企業の参加資格要件	アスファルト舗装工事B等級は参加資格なしとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針を修正します。
3	実施方針	20	第6	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	アスファルト舗装工事の等級指定はなしとの理解でよろしいでしょうか。	等級指定はありません。
4	実施方針	32				別紙2-1 断面図	道路付属物 排水構造物は含むとの認識でよろしいでしょうか。	排水構造物は含みます。
5	実施方針	32				別紙2-1 断面図	排水構造物の設計が必要となった場合は設計変更の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	設計変更の対象とします。
6	実施方針	32				別紙2-1 断面図	歩道、車道は現況復旧との理解でよろしいでしょうか。	現況復旧とします。
7	実施方針	32				別紙2-1 断面図	道路高さの変更を伴う計画となる場合は、道路詳細設計として設計変更対象となる認識でよろしいでしょうか。	設計変更の対象とします。
8	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	②イa:情報BOXは撤去を前提とする方針でしょうか。 その場合、対象区間は、全区間と考えてよろしいでしょうか。	情報BOXは撤去を前提とする方針です。 対象区間は全区間です。
9	実施方針	4	第1	1	(8)	事業スケジュール	「※1 施設整備期間について、第一次審査資料を提出した民間事業者(以下「応募者」という。)による工期短縮の提案を可能とする。」との記載をいただいておりますが、工期短縮提案による引渡し時期の前倒しが可能となった場合での引渡し時期については、年度の途中でも可能と捉えてもよろしいでしょうか。	引渡し時期については、協議のうえ決定するものと想定しています。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
10	実施方針	4	第1	1	(8)	事業スケジュール	<p>※2 期間の短縮について、整備期間が2年短縮に対して、維持管理期間が1年短縮といったケースはあり得るとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合は設計変更対象との認識でよいでしょうか。</p>	<p>期間の短縮については提案時に短縮できる期間を踏まえて提案してください。</p> <p>事業費については提案時のものを基本とします。</p>
11	実施方針	11	第2	6	(1)	応募者の構成	<p>③下段について、全ての構成員が条件ア～ウを満たせばSPCを設立しなくてよいとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>全ての構成員が条件ア～ウを満たせばSPCを設立しなくてよいとします。</p>
12	実施方針	11	第2	6	(1)	応募者の構成	<p>③に関してですが、応募グループのうち工事企業においては、会社統合の関係により、直近2期分については統合後の存続会社の社名での貸借対照表等を提出することはできませんが、それ以前の1期分については、統合前の各消滅会社と存続会社の貸借対照表等を提出させていただくことでよろしいでしょうか。</p>	<p>会社統合以前の1期分については消滅会社と存続会社のそれぞれの貸借対照表等を提出してください。</p>
13	実施方針	25	第6	2	(3)	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	<p>いずれの責めにも帰さない事由でも事業継続可否協議の結果、全部または一時中止はあり得るのでしょうか。</p> <p>ある場合、中止期間をもって事業期間を過ぎることは容認できるとの認識でよいでしょうか。</p> <p>また、不可抗力とし事業者の負担(1%相当額まで)もあるのでしょうか。</p>	<p>協議のうえ決定するものと想定しています。</p> <p>中止期間をもって事業期間の延長は可能です。</p> <p>内閣府の「PFI事業契約の条項例(案)」でも示されていますが、公共工事標準約款第30条第4項において請負代金額の100分の1を請負者が負担することとします。</p>

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
14	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	既に敷設されている情報ボックスは、「道路附属物(道路照明、排水構造物、防護柵、縁石、道路標識等)」に含まれており、移設が必要となった場合は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	移設が必要となった場合は本事業に含まれます。
15	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	イ.道路(車道)については、切削オーバーレイでしょうか、打ち替えでしょうか。または、切削オーバーレイの場合、何層での復旧でしょうか。	切削オーバーレイ、2層を想定しています。
16	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	イ.道路(歩道)については、全面復旧でしょうか、影響範囲までの復旧でしょうか。	影響範囲までの復旧とします。
17	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	ウ.道路附属物(道路照明)について、全面更改ではなく支障箇所のみの変更との理解でよろしいでしょうか。	支障箇所のみの変更です。
18	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	ウ.道路附属物(排水構造物)については、全面更改ではなく支障箇所のみの変更との理解でよろしいでしょうか。	支障箇所のみの変更です。
19	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	ウ.道路附属物(防護柵)については、全面更改ではなく支障箇所のみの変更との理解でよろしいでしょうか。	支障箇所のみの変更です。
20	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	ウ.道路附属物(縁石)については、全面更改ではなく支障箇所のみの変更との理解でよろしいでしょうか。	支障箇所のみの変更です。
21	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	ウ.道路附属物(道路標識等)については、全面更改ではなく支障箇所のみの変更との理解でよろしいでしょうか。	支障箇所のみの変更です。
22	実施方針	2	第1	1	(4)	事業目的	北本都市計画(埼玉県)に沿った、との記載がありますが、埼玉県がWEBにて公開している「北本都市計画(北本市)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことで間違いないでしょうか。こちらでない場合、具体的な都市計画の名称や書類の開示をお願いいたします。	「北本都市計画(北本市)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」となります。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
23	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	②.イ.aにて「既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務(情報BOXの撤去、情報BOX内の光ケーブルの仮移設・本復旧など)」とありますが、既存占有物件(上下水道、ガス等)の支障移設が発生する場合は本事業に含めるとの理解でよろしいでしょうか。 また、既存占有事業者へ移設補償費として支払う場合も本事業からの支払いという理解でよろしいでしょうか。	既存占有事業者へ移設補償費として支払う場合も本事業からの支払いです。
24	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	「②.エ.b.補修業務」の対象施設は、「③特定事業の対象範囲」全ての補修業務ということでしょうか。また、補修に要する費用を算出するための情報は提示いただけますか。	要求水準書P47、3(3)に記載の通りです。 補修に要する費用は当初見込んでおりません。費用については協議のうえ決定するものと想定しています。
25	実施方針	4	第1	1	(7)	事業期間	「本事業の事業期間は、関東地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日から令和26年3月末までの期間(20年間)とする。」とありますが、下記の理解でよろしいでしょうか。 ・事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能である。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長される。	事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能です。この場合、一時中止の期間、事業期間を延長するものと想定しています。
26	実施方針	10	第2	4	(2)	審査の内容	「⑥賃上げの実施」について、構成企業全てが賃上げを実施していない場合でも、一部の構成企業が実施している場合、加点の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	構成企業全てが賃上げを実施した場合のみ加点対象となります。
27	実施方針	19	第2	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	②「平成21年度以降に元請けとして完了した、以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。 または、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事の工事監理業務も「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「発注者支援業務」と認めます。 公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事の工事監理業務も「発注者支援業務」と認めます。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
28	実施方針	19	第2	6	(5)	工事監理企業の参加 資格要件	②「実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績と認めない」とありますが、地方整備局委託業務等評定要領に基づかない業務の場合はこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。 基づかない業務とは、具体的には「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督した実績」等のことです。 (③ウも同様の理解でよろしいですか。)	地方整備局委託業務等評定要領に基づかない業務の場合はこの限りではありません。 「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督した実績」等のことです。 地方整備局委託業務等評定要領に基づかない業務の場合はこの限りではありません。
29	実施方針	31	別紙1			事業対象位置図	位置図の赤線部が別紙2-1事業対象区域図(設計業務・工事業務)と相違があるように見えますが、お間違いはないでしょうか。	・位置図を訂正します。
30	実施方針	36	別紙4		番号6	リスク分担表	本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。 「基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、10年20年後の金利は予測不可能であり、事業者のみが負担することは多大な不利益を被ることも想定されるため、事業者と国が負担し合うことが必要と考えますが、どのようにお考えかご教示願います。	詳細は「事業費の算定及び支払い方法」で示します。
31	実施方針	37	別紙4		番号16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(遡及されない)との理解でよろしいでしょうか。	実施済みの部分まで影響が及ぶことはありません。
32	実施方針	37	別紙4		番号20	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	事前説明はしておりません。
33	実施方針	38	別紙4		番号26	リスク分担表	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細設計は受注者で実施するものであり、現場条件の変更といった受注者が合理的に判断できないものについてのみ設計変更の対象とする予定です。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
34	実施方針	39	別紙4		番号42	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引渡しは想定していません。
35	実施方針	40	別紙4		番号60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	協議のうえ決定するものと想定しています。
36	実施方針	40	別紙4		番号61	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	協議のうえ決定するものと想定しています。
■実施方針等に関する意見回答								
1	実施方針	2	第1	1	(5) (2)	特定事業の業務内容	イ 工事業務 a 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務(情報BOXの撤去、情報BOX内の光ケーブルの仮移設・本復旧など) 上記記載について、事業区間における協議先の提示、情報BOX台帳の貸与等をお願いしたいところですがよろしいでしょうか。	詳細設計着手前に提示します。
2	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	以下の項目を含め、その他事業対象項目がある場合、入札公告時に詳細な施工方法・規格・数量等の提示をお願いします。 ・道路(車道、歩道) ・道路附属物(道路照明、排水構造物、防護柵、縁石、道路標識等)	入札公告時に数量総括表等を公表します。
3	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払い	事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが高くなるため、0.8%以上のスプレッド設定をお願いします。	スプレッドについては、入札公告時に公表する予定です。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
4	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払い	<p>貴局が設定しているスプレッドと建中金利率の利率について開示をお願いします。 また、その設定根拠についても、開示をお願いします。</p> <p>現在、金利上昇局面であるため、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。スプレッドと建中金利率の利率は、貴局の考え方を 知る要素であり、民間企業の事業参画の大きな判断要素になります。</p> <p>これまでの電線共同溝PFI事業では、北海道開発局・北陸地方整備局・四国地方整備局・中部地方整備局でスプレッドを公表されているので、同様に開示をお願いします。</p>	建中金利率は公表しません。割賦金利のスプレッドについては公表する予定です。
5	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払い	<p>金利の支払いについて、維持管理期間の途中段階でも、金利の見直しを行うようご検討をお願いします。</p> <p>案1) 施設引渡日以降、5年毎に基準金利を見直す 案2) 基準金利が0.5%以上変動した段階で見直す</p> <p>現在、金利上昇局面であるため、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが高いため事業参画が非常に難しいです。10年20年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者 に損得が発生する可能性があります。</p> <p>また、金利変動のリスクが低減されることで、事業参画の意欲向上につながると考えられるため、維持管理期間の途中段階でも、金利の見直しを行うようご検討をお願いします</p>	ご意見としてお伺いします。
6	実施方針	10	第1	4	(2)	審査の内容	「⑥賃上げの実施」について、構成企業全てが賃上げを実施していない場合でも、一部の構成企業が実施している場合でも加点となるよう要望します。	ご意見としてお伺いします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
7	実施方針	17	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	<p>【アスファルト舗装工事の参加資格要件について】</p> <p>関東地方整備局における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格のうち、「関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度「アスファルト舗装工事A等級」の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること」とありますが、過去の電線共同溝PFI事業では、参加要件を「A等級」に限定した例はありません。</p> <p>また、電線共同溝整備を行う上で、「アスファルト舗装工事A等級」のみとする必要性に疑問があり、貴局発注事業の国道1号東小磯電線共同溝PFI事業、国道20号西府町・谷保電線の参加資格要件は「アスファルト舗装工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること」となっており、変更対応していただきました。</p> <p>以上より、本事業も同様の「アスファルト舗装工事の認定を受けていること」に変更をお願いします。</p>	実施方針を修正します。
8	実施方針	19	第2	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	<p>「②平成21年度以降に元請けとして完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(本業務公告時において未完了の業務成績は含まない)の場合は実績として認めない。」とあります。</p> <p>一方、九州地方整備局榎津電線共同溝等の過去のPFI事業の際は、さらに、「ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。」との記載がありました。</p> <p>今回も九州地方整備局と同様のただし書きを追記するよう要望します。</p>	ご意見としてお伺いします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
9	実施方針	36	別紙4		番号 6	リスク分担票	「基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、事業者と国とが双方で対処すべき問題であるため国も負担者であると記載願います。	ご意見としてお伺いします。
10	実施方針	36	別紙4		番号 11	リスク分担票	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるよう願います。	入札公告時に公表する事業契約書(案)に示します。
11	実施方針	36	別紙4		番号 12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象とするよう願います。	入札公告時に公表する事業契約書(案)に示します。
12	実施方針	37	別紙4		番号 21	リスク分担表	「電線共同溝の施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効力的な住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするよう願います。	ご意見としてお伺いします。
13	実施方針	40	別紙4		番号 60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	不可抗力に起因する契約解除については、協議のうえ決定するものと想定しています。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
14	実施方針	40	別紙4		番号 61	リスク分担表	法令変更起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	法令変更起因する契約解除については、協議のうえ決定するものと想定しています。
■要求水準書(案)に関する質問回答								
1	要求水準書(案)	2	第1	6	(1)	本施設の概要	道路付属物 排水構造物は含むとの認識でよろしいでしょうか。	排水構造物は含みます。
2	要求水準書(案)	2	第1	6	(1)	本施設の概要	排水構造物の設計が必要となった場合は設計変更の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	設計変更の対象とします。
3	要求水準書(案)	3	第1	6	(1)	解体撤去・復旧・移設対象施設	②信号・感知器の設計が必要となった場合は設計変更の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	設計変更の対象とします。
4	要求水準書(案)	4	第1	11		適用基準	事業中の基準等の改定に伴う適用の可否は、事業工程を考慮し、協議により決定することよろしいでしょうか。	協議により決定します。
5	要求水準書(案)	11	第2	3	(1)	試掘調査	調査設計会社が試掘計画をし、工事会社が試掘調査をすることは可能でしょうか。	可能です。
6	要求水準書(案)	13	第2	6	(2)	既存ストックの活用に関する協議	既存ストックの活用情報BOXも含むとの理解でよろしいでしょうか。	設計を踏まえて協議により決定します。
7	要求水準書(案)	52				別紙2-1 断面図	道路付属物 排水構造物は含むとの認識でよろしいでしょうか。	排水構造物は含みます。
8	要求水準書(案)	52				別紙2-1 断面図	排水構造物の設計が必要となった場合は設計変更の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	設計変更の対象とします。
9	要求水準書(案)	52				別紙2-1 断面図	歩道、車道は現況復旧との理解でよろしいでしょうか。	現況復旧が基本となります。
10	要求水準書(案)	52				別紙2-1 断面図	道路高さの変更を伴う計画となる場合は、道路詳細設計として設計変更対象となる認識でよろしいでしょうか。	設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
11	要求水準書(案)	2	第1	6		事業の概要	<p>要求水準書(案)P2の(1)本施設の概要の表下には、「※道路、道路附属物は、設計、工事のみで、管理は道路管理者が行うこととする。」と記載していただいておりますが、その上の表においては、維持管理業務に歩道及び車道が含まれているようになっています。</p> <p>本事業の維持管理業務には、歩道と車道を含むとの理解でよろしいのでしょうか。</p>	要求水準書を修正します。
12	要求水準書(案)	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設施設	<p>実施方針には情報BOXの撤去と明記されていますが、撤去対象施設には含まないと認識でよいでしょうか。</p> <p>撤去対象の場合は、設計変更対象でしょうか。</p>	情報BOXの撤去は当初から見込んでおりますので撤去対象施設になります。
13	要求水準書(案)	3	第1	7	(5)	事業期間	<p>維持管理期間の短縮期間は整備業務の短縮期間が上限とありますが、維持管理期間が変更された場合、維持管理の費用は設計変更との理解でよろしいでしょうか。</p>	設計変更の対象とします。
14	要求水準書(案)	11	第2	3	(1)	試掘調査	<p>試掘調査については、調査・設計業務の一環ではありますが、試験掘計画書策定を応募グループの調査・設計企業が実施し、試験掘自体は応募グループの工事企業が実施することでよろしいでしょうか。</p> <p>また、試験掘に配置する技術者については、工事業務に従事する監理技術者と同一人である必要はなく、建設業法で規定する資格者を配置することでよろしいでしょうか。</p>	<p>工事企業が実施することが可能です。</p> <p>建設業法で規定する資格者を配置することとします。</p>

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
15	要求水準書(案)	11	第2	3	(1)	試掘調査	<p>②において、作業時間＝夜間(21時～5時)と記載していただいておりますが、仮に道路使用許可条件が夜間(21時～6時)とされた場合、作業時間については道路使用許可条件によるものとしてよろしいでしょうか。</p> <p>なお、要求水準書(案)P27 第3 工事業務 1 総則 (36)施工時間及び施工時間の変更 においても作業時間＝夜間(21時～5時)と記載していただいておりますが、これについても同様の捉え方でよろしいでしょうか。</p>	<p>作業時間については道路使用許可条件によるものとして変更の対象とします。 (作業時間21時～5時は時間的制約を著しく受ける補正割増しを計上します。) (作業時間21時～6時は標準積算(補正割増し無し)とします。)</p>
16	要求水準書(案)	11	第2	3	(1)	試掘調査	<p>③において、試掘寸法を記載していただいておりますが、この寸法については業務計画書に試掘寸法を記載させていただいたうえで、業務計画書を貴局に提出し、協議が整えば、試掘寸法に係る設計変更の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>設計変更の対象とします。</p>
17	要求水準書(案)	11	第2	3	(1)	試掘調査	<p>②作業時間においては、作業時間＝夜間(21時～5時)となっておりますが、積算上は、拘束時間8時間・作業時間7時間の「時間的制約を著しく受ける場合」とみなすことと理解してよろしいですか。</p> <p>また、変更により時間的制約を受けなくなった場合、協議により減額変更を行うと考えてよろしいですか。</p> <p>なお、要求水準書(案)P27 第3 工事業務 1 総則 (36)施工時間及び施工時間の変更 においても作業時間＝夜間(21時～5時)と記載していただいておりますが、これについても同様の捉え方でよろしいでしょうか。</p>	<p>積算上「時間的制約を著しく受ける場合」としてしています。</p> <p>協議により減額変更を行います。</p> <p>同様の考え方として積算上「時間的制約を著しく受ける場合」としてしています。</p>

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
18	要求水準書(案)	15	第3	1	(3)	現場代理人等	工事業務については調査・設計業務が完了した後に着手することから、第一次審査資料提出時点では、本PFI事業の工事業務に従事する監理技術者を特定化することが難しいところもあるため、実施方針P17 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 6 応募者の参加資格要件 (4) 工事企業の参加資格要件 ③の規定を満たす技術者の中から複数名を第一次審査資料として提出させていただいてもよろしいでしょうか。	複数名申請することを可能とします。
19	要求水準書(案)	10	第2	2	(1)	BIM/CIM適用業務	補足でレーザー測量等の必要が生じた場合は、BIM/CIM実施の費用と同様に設計変更により計上という理解でよろしいでしょうか。	設計変更の対象とします。
20	要求水準書(案)	11	第2	3	(1)	試掘調査	試掘調査が「設計業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	可能です。
21	要求水準書(案)	11	第2	4	(1)	設計条件	「①参画公益事業者は別途指示する。」「②復旧時の舗装厚は別途指示する。」と記載がありますが、指示はいつありますでしょうか。	①詳細設計着手前に提示します。 ②路面復旧着手前
22	要求水準書(案)	44	第5	1	(2)	業務実施体制	「各業務を総括する維持管理業務責任者を業務従事者より配置し、関東地方整備局に通知する。」とありますが、必要な資格についてご教示願います。	資格要件はありません。
23	要求水準書(案)	46	第5	1	(4)	業務の実施	②「事業者は、災害が発生した場合、想定外の事態の発生、または発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応する。」と記載がありますが、設計変更の対象であると考えてよろしいでしょうか。	協議のうえ決定するものと想定しています。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
24	要求水準書 (案)	46	第5	2	(1)	一般事項	「定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検を実施する。」と記載がありますが、これは舗装のひび割れや沈下等の有無を点検するという理解でよろしいでしょうか。動物の死骸等の処理も含まれますでしょうか。舗装以外で含まれているものがあれば、具体的に提示をお願いいたします。	要求水準書を修正します。 動物の死骸等の処理は含まれません。
25	要求水準書 (案)	46	第5	2	(3)	特記事項	②「災害等が発生した場合、または不測の事態が発生した場合、事業者は安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに関東地方整備局に報告する。」と記載がありますが、設計変更の対象であると考えてよろしいでしょうか。	協議により決定します。
26	要求水準書 (案)	47	第5	3	(1)	一般事項	補修及び対応に関する費用「負担」とありますが、負担とはどのような意味合いでしょうか。	補修及び対応に関する費用について、出費による負担を受け持つ意味となります。
27	要求水準書 (案)	48	第5	5	(1)	一般事項	「維持管理業務に係る調整マネジメント業務」には、水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれているという理解でよろしいでしょうか。 また、近接施工により立会をした場合、費用は設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれます。 調整マネジメント業務の業務内容のため設計変更はしません。
28	要求水準書 (案)	48	第5	5	(1)	一般事項	維持管理業務でもBIM/CIM活用を実施する場合の費用について、設計業務や工事業務と同様に実施計画書に基づいた見積書を提出し妥当性を確認したうえで設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
■要求水準書(案)に関する意見回答								
1	要求水準書 (案)	10	第2	2	(1)	BIM/CIM適用業務	BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要がありますと思われる。地上レーザー測量・点群測量のデータの貸与をお願いします。	貸与します。